

掛川市告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和3年10月11日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月11日

掛川市長 久保田 崇

NO	路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
1	竜今寺川 左岸線	大渚字野賀東 14243-1	大坂字西野 2170-2	4.9m～ 8.9m	416.7m